

飼料価格高騰対策緊急支援事業実施要領

第1 趣旨

本事業は、飼料価格の高騰が畜産経営を圧迫しているなか、長期にわたる飼料価格高騰の影響を緩和し、再生産可能な畜産経営を維持するため、畜産生産者が自ら、自給飼料生産を拡大するなど配合飼料及び輸入粗飼料（以下「配合飼料等」という。）の使用量を削減する取組みに対し奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）並びに岐阜県畜産振興事業補助金交付要綱（昭和57年9月1日付け畜第664号農政部長通知。以下「要綱」という。）に定められるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領において、「配合飼料価格安定基金」とは、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2（1）に定める基金をいう。

第3 補助金の額

要綱別表1に定めのある、知事が必要と認める補助金額は、次に掲げる奨励金の交付対象数量に交付単価を乗じた額とする。

1 令和7年4月から6月分

（1） 奨励金の交付対象数量

事業参加者が岐阜県内で飼養している家畜に給与する配合飼料のうち、令和7年4月から6月分とし、配合飼料価格安定基金における令和7年4月から6月の3か月分の契約数量又は補填対象数量のどちらか低い方とする。

ただし、補填金の交付がない場合は、別途定めることとする。

なお、事業実施主体が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（2） 奨励金交付単価

交付する奨励金の単価は、2,800円／トン以内とする。

ただし、事業実施主体が奨励金交付に要する事務的経費は別途交付する。

2 令和7年10月～12月分

（1） 奨励金の交付対象数量

事業参加者が岐阜県内で飼養している家畜に給与する配合飼料のうち、配合飼料価格安定基金における令和7年10月から12月の3か月分の契約数量又は補填対象数量のどちらか低い方とする。

輸入粗飼料の交付対象数量は、別添3の計算式により算定される数量とする。

ただし、補填金の交付がない場合は別途定めることとする。

なお、事業実施主体が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（2） 奨励金交付単価

交付する奨励金の単価は、5,800円／トン以内、輸入粗飼料分は8,300円／トン以内とする。ただし、事業実施主体が奨励金交付に要する事務的経費は別途交付する。

第4 事業要件

奨励金の交付対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。なお、事業実施主体が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 岐阜県内で家畜を飼養し、令和7年度の間、継続して家畜の飼養を行う見込みがあること
- (2) 配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づき、別添1の契約先に掲げる団体を通じて令和7年度の数量契約を締結していること
- (3) 別添2に掲げる配合飼料の使用量削減に資する取組みを1つ以上取り組むこと。なお、10月から12月分で粗飼料の奨励金を申請する場合については2つ以上取り組むこと。

第5 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般社団法人岐阜県畜産協会、農協、農協連

第6 事業の実施

1 事業実施計画の承認申請

事業実施主体は、計画承認申請書（様式第1号）に、事業実施計画書（様式第2号）を添付し、知事に提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

知事は、前項の規定により事業実施計画書の提出があったときは、これを審査し、適切と認めた場合、承認し通知（様式第3号）するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業実施主体は、次のいずれかに該当する場合には、第1項に準じて事業実施計画書（変更）を作成し、承認を受けるものとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減
- (2) 事業の廃止

4 奨励金の交付

事業実施主体は、事業参加者から下記書類を徴集し、第3に基づき奨励金を交付する。

- ・基金団体から発出される配合飼料価格差補填金の交付通知書の写し
(令和7年度第1四半期、第3四半期の契約数量・補填対象数量が分かる書類)
- ・岐阜県以外でも家畜を飼養している事業参加者は、補填対象数量のうち岐

阜県内で飼養する家畜に給与する分の数量であることが分かる書類

- ・事業主体が特に必要と認める書類

第7 実績報告書の添付書類

要綱第9条第1項の四に規定する「その他知事が必要と認める書類」は、下記のとおりとする。

- ・事業実施実績書（様式第4号、第4号の2）

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年 8月17日から施行する。

この要領は、令和5年 6月 7日から施行する。

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

この要領は、令和6年 4月12日から施行する。

この要領は、令和6年12月19日から施行する。

この要領は、令和7年 5月 9日から施行する。

この要領は、令和7年12月18日から施行する。

別添 1 (第 4 の (2) 関係)

配合飼料価格安定基金の契約先

配合飼料価格安定基金	契約先
一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 (全農系)	○岐阜県内の各 JA (全農との直接契約も可) <ul style="list-style-type: none"> ・ぎふ農業協同組合 ・西美濃農業協同組合 ・いび川農業協同組合 ・めぐみの農業協同組合 ・陶都信用農業協同組合 ・東美濃農業協同組合 ・飛騨農業協同組合
一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金 (専門農協系)	○岐阜県酪農農業協同組合連合会の会員農協等 (全酪連との直接契約も可) <ul style="list-style-type: none"> ・美濃酪農農業協同組合連合会 ・岐阜酪農農業協同組合 ・陶都信用農業協同組合 ・古川酪農農業協同組合 ・飛騨農業協同組合 ○岐阜養鶏農業協同組合
一般社団法人 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (商系)	○一般社団法人岐阜県配合飼料価格安定基金協会

別添2（第4の（3）関係）

配合飼料の使用量削減に資する取組

取組事項	取組内容
① 自給飼料生産の拡大	<ul style="list-style-type: none">草地造成等を行い、生産基盤を拡大する。自給飼料の作付面積を拡大する。奨励品種を活用し、単収向上を図る。
② 飼料用米等の利用	<ul style="list-style-type: none">自家配合等により、国内で生産された飼料用米・子実トウモロコシを利用する。稲WCSを利用する。
③ エコフィードの活用	<ul style="list-style-type: none">エコフィード等未利用資源を飼料として利用する。
④ 公共牧場の活用	<ul style="list-style-type: none">公共牧場等を活用し、放牧を行う。
⑤ 飼料効率の向上	<ul style="list-style-type: none">アミノ酸・乳酸菌など飼料添加物を使用等により、飼料効率を向上する。
⑥ 飼養頭羽数の縮小	<ul style="list-style-type: none">早期出荷や畜舎空舎期間の延長等により、一時的に飼養頭羽数を縮小する。
⑦ その他の取組	<ul style="list-style-type: none">上記①～⑥以外で、事業参加者が配合飼料の使用量削減につながる独自の取組を行う。

別添3（第3の2（1）関係）

輸入粗飼料の対象数量算出方法

対象数量(t)=配合飼料の奨励金交付対象数量(t)

×粗飼料給与比率（酪農2.0、肉用牛繁殖3.33、肉用牛肥育0.29）
×粗飼料輸入率（0.20）

※配合飼料の奨励金交付対象数量=配合飼料価格安定基金における令和7年10月
から12月の3か月分の契約数量又は補填対象数量のどちらか低い方

※肉用牛一貫経営においては、常時飼育頭数に応じて配合飼料の奨励金交付対象数量を案分する。